関係法令抜粋

〇国家公務員倫理法 (平成十一年法律第百二十九号)

(定義等)

第二条 この法律(第二十一条第二項及び第四十二条第一項を除く。)において、「職員」とは、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しないもの(同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。)を除く。)をいう。

 $2\sim7$ 略

(贈与等の報告)

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。)は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等(各省各庁の長及び行政執行法人の長をいう。以下同じ。)又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一~四 略

2 略

〇国家公務員倫理規程 (平成十二年政令第百一号)

(利害関係者)

第二条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲 げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係 が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各 省各庁の長(法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)が訓令(同 項に規定する訓令をいう。以下同じ。)で又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第 百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。)の長 が規則(法第五条第四項に規定する規則をいう。以下同じ。)で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者(当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。

- 一 略
- 二 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三~九 略

2、3 略

(禁止行為)

- 第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他 これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
 - 二~五 略
 - 六 利害関係者から供応接待を受けること。

七~八 略

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2、3 略

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第五条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 略

〇国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)

(一般職及び特別職)

- 第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。
- $3 \sim 7$ 略

(欠格条項)

- 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、 官職に就く能力を有しない。
 - 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく なるまでの者
 - 二~四 略

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたと きは、人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

〇刑法 (明治四十年法律第四十五号)

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

- 第百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束を したときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年 以下の懲役に処する。
- 2 略

〇国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法 (平成十四年法律第百六十一号)

(役員及び職員の地位)

第十七条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適 用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

〇文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)

(国際統括官の職務)

- 第十条 国際統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 ユネスコ活動(ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)第二条 に規定するユネスコ活動をいう。)の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並び に推進に関すること。
 - 二 日本ユネスコ国内委員会の事務の処理に関すること。
 - 三 国際交流に関する条約その他の国際約束の実施に関する事務のうち文部科学省の 所掌事務に係るものの総括に関すること。
 - 四 国際文化交流に関する諸外国との人物交流に関し、条約その他の国際約束に従い、 国際的取決めを交渉し、及び締結すること(スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するも のを除く。)。